



経理の窓 3月号

平成25年3月1日号

暦では、啓蟄。庭の水仙の丈が見るたびに伸びて、春は、すぐそば。鬱々としているときに晴れない日はないと励ましてくれた知人のことを思いました。

今月の税務	法人 : 1月決算法人の確定申告と納付 個人 : 贈与税、所得税の確定申告と納付(15日まで) 消費税の確定申告と納付(31日まで)
--------------	--

平成25年度以後の給与所得者の特定支出控除について

特定支出控除の改正が行われ、平成25年分の所得税から適用できます。国税庁のホームページに詳しい適用要件や必要な手続きが掲載されています。

【特定支出控除の改正】

給与所得者の特定支出控除について、範囲の拡大等が行われました。

《範囲の拡大》

弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）が特定支出に追加されました。

《適用判定基準の見直し》

適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1（改正前：給与所得控除額の総額）に緩和されました。

【特定支出控除の概要】

特定支出控除は、特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1（最高125万円）を超える場合、その超える部分について、確定申告を通じて給与所得の金額の計算上控除することができる制度です。特定支出とは、以下の①～⑥に掲げる支出のうち一定の要件を満たすもので、給与等の支払い者によって証明がされたものです。

- ①通勤費 : 通勤のために必要な交通機関の利用等のための支出
- ②転居費 : 転任に伴う転居のための支出
- ③研修費 : 職務の遂行に直接必要な知識等を習得するための研修に要する支出
- ④資格取得費 : 資格を取得するための支出でその者の職務に直接必要であるもの
- ⑤帰宅旅費 : 転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合等に勤務する場所と配偶者が居住する場所等との間の旅行に要する支出
- ⑥勤務必要経費（図書費・衣服費・交際費等） 上限65万円
: 職務に関連する図書を購入するための支出・勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出・給与等の支払者の得意先、仕入先などの職務上関係のある方に対する接待等のための支出

(ポイント)

その支出について給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合には、その補填される部分は特定支出には含まれません。

【特定支出控除の適用を受けるために必要な手続き】

特定支出控除の適用を受けるためには、①確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額を確定申告書の第2表の特例適用条文等の欄に記載するとともに②特定支出に関する明細書及び③給与等の支払者の証明書を添付する必要があります。

また、確定申告書の提出にあたっては、④特定支出に係るその支出の事実及びその金額を証する書類（領収書等）を添付するか又はその提出の際に提示しなければならないこととされています。

(ポイント)

領収書等については、確定申告の際に必要なので、保存しておきます。

明細書や証明書の様式は、国税庁のホームページや税務署で入手することができます。

ここでは、あらましを掲載しています。実際に特定支出控除の適用を受ける方は、手引きの「給与所得者の特定支出控除について」を参照して、詳しい要件や必要書類を予め、ご確認になり、準備することが大切です。

